

# NEWS LETTER

Japan Association for College Accreditation 財団法人 短期大学基準協会

2005.11 Vol.32

## Contents

- 巻頭言 短期大学は新たなステップへ  
論説 評価文化形成への出発  
委員会から

## 巻頭言 短期大学は新たなステップへ

財団法人短期大学基準協会理事長  
聖徳大学短期大学部理事長・学長

川 並 弘 昭



短期大学が発足して55年、我が国の高等教育を取り巻く環境は大きく変化し、発足当時の短期大学とは名称こそ変わらないものの、その中身は大きく変わってまいりました。

18歳人口の減少や女子の四年制大学への進学率が高まり、ピーク時には598校あった短期大学が現在では488校となり、その学生数も約21万2千人となってしまいました。

しかしながら、そのような状況にあっても社会は決して短期大学を見捨てるのではなく、むしろ大学の一員として大きく見直してきているのです。中教審の言葉を借りますと、「ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、米国のコミュニティ・カレッジのような知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けがなされるのが期待される」のです。

その一例を挙げますと、従来の学科のように内容を特定分野に限定せず、地域の多様なニーズに柔軟に応ずることを目的とした新しいタイプの学科である「地域総合科学科」です。多様な科目や夜間コースの開設、パートタイム学生の受け入れ等様々な履修形態を提供し、社会人の受け入れも積極的に推奨しています。また、第三者機関である本協会によって、地域総合科学科としての特色と教育の質について適格認定を受けているのです。そしてこの第三者

評価が、これからの高等教育

に大きな役割を果たしていくものと思われま

す。学校教育法の改正により、各大学は7年間に一度は認証評価機関による評価を受けることが義務付けられました。本協会も平成17年1月に認証評価機関として文部科学大臣から認証され、3月には財団法人の許可を受けてこれまでの事業を継承いたしました。平成17年度は30校、来年度は49校が認証評価に名乗りを挙げております。

評価は社会に示されますが、大切なことは、評価を通して各短期大学が教育の質の向上に向けてたゆみない改善の努力をし、一校一校のレベルを上げていくことです。それが社会の短期大学全体への評価の向上へと繋がっていくのです。現在たくさんの短期大学が発言をしています。大学教育改革の支援である「特色GP」や「現代GP」では、各校競って申請し、その採択率は四年制大学と遜色はありません。

学校数こそ減少しましたが、短期大学は新しい時代を迎えて飛躍しております。長年の願いでありました「短期大学士」の「学位」が、平成17年10月の卒業生から授与されることとなりました。学位を授与する機関として、短期大学は改めて身を引き締めねばなりません。「学位」に恥じない教育を続けていくよう各校が改革に取り組み、「さんしょうは小粒でもぴりりと辛い」そのような存在でありたいと願います。

# 評価文化形成への出発

財団法人短期大学基準協会 副理事長  
第三者評価委員会 委員長

関根 秀和 (大阪女学院短期大学 学長)

## 大学世界

日本の大学は永く孤高の存在を謳って来ました。しかし、いまや大学はその存在を社会的機能との関係において厳しく問われ、社会からの期待に即応しなければ生存そのものが危ぶまれるようになっていきます。制度的にも「競争的環境」としての市場化が加速度的に進められて、市場原理による大学の新生が現実の問題になりました。

もはや大学は孤高の存在ではなく、全体社会のシステムを担う一部であり、また、地域社会という生活世界に根差す存在であることが求められて、「大学世界」は大きく変容しようとしています。

振り返って見ると、短期大学は1964(昭和39)年6月にいわゆる「短期大学制度恒久化法案」が成立して、学校教育法69条の2第1項に「みなし」として「大学は、第52条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。」と大学の枠内に位置づけられました。つまり上述の視点からすれば、「みなし」という不徹底はまぬがれぬものの、短期大学は大学教育と生活世界の統合を目指す新しい「大学世界」の形成を期する存在として制度的にスタートしたのでした。

加えて、2005(平成17)年1月に成された中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において短期大学は学位「短期大学士」を授与する学位課程教育機関と位置付けられ、この7月8日の参議院での法改正成立によって、それが現実となりました。制度上、暫定的に短期大学がスタートして半世紀を越える日々を過ぎて、ようやく学位課程としての短期「大学」が社会的認知を得たこともまた大学世界の再形成の大切な契機として自覚されるべきです。

こうして観ると、1994(平成6)年に短期大学教育の水準の向上の支援を目的として短期大学基準協会が設立され、そのプリンシプルの延長上で「認証評価機関」とし

ての短期大学基準協会がスタートしたことには、「大学世界」の再形成を期する評価文化の創造という深い意義が認められます。

## 評価の実質化

短期大学基準協会(以下、「協会」)は、協会が行う判定の過程を、「基準協会が行う第三者評価は、短期大学の教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的状況につき、適格、不適格、保留という形で判定をします。しかし、それとは別に訪問調査等で行う評価員と短期大学関係者との真摯で誠実な対話の中から、当該短期大学が向上・充実に向かうヒントをともに探りたいと願っており、これがこの要綱や今までの総会等において、評価は対話を軸とし、定性的評価を旨とするとした所以です。従って評価の最大のねらいは、評価を受ける短期大学の主体的な改革・改善への気運を一層促し、その向上・充実を図ることにおかれています。」と捉えています。構想されている判定がassessmentに傾斜するのではなく、評価対象校の主体的な改革への支援を基本的な視点としているからです。

換言すれば、個々の生活世界に根差した「大学世界」への改革は、それぞれに個性的であるはずであって、決して一律の基準によって括りきれぬものであるはずがなく、数々の試行錯誤の総体である改革を、その理念から過程・効果へと具体に見届ける姿勢が必要であり、従って、そうした視点に立った自己点検・評価が必要であるはずで

す。しかし、評価が空転する危険は決して少なくありません。もちろん基本的には評価基準の設定とそれにもなう評価項目や観点の立て方がリスクを孕んでいます。しかし、それとは別に「評価」が対象校にとって意味のある成果を生むためには、実際に評価という「場」を構成する評価者に、評価に臨む使命感、目的・方針の理解、具体的に自己点検・評価報告書の書面調査と面接調査にあたる熟

練、傾聴を基本とする姿勢、の共有化が成される必要があるわけです。

Peer Review において評価とは、評価を受ける側と評価を行う側との出合の場であって、「判定」は、評価を受ける側にとって出合の場を通じて得ることが出来た意味のある成果の「象徴」であるはずで、この視点を欠くと評価は空転することになります。

協会は特にこの点に重きを置いて、2005（平成 17）年度評価に当たる評価員の研究会を実際的评价に先立つ今年の 8 月 4 日に実施しています。

しかし、その後実際に評価作業に入ると、例えば提出されている自己点検・評価報告書が、あらかじめ示されている作成マニュアルから離れた構成であるものや、また紙数が制限の倍数以上のケースがあったりして、評価員に少なからぬストレスが生じる例も見られ、評価という「場」の熟成は大きな課題であると感じています。

## システムの形成

評価をスタートさせるに先立って評価システムを構築するために第三者評価機関設立準備委員会、第三者評価委員会が設定され、また基礎的協議と作業を行うワーキンググループが編成されました。これらの委員会によって進められ設定された主な事項は次のとおりです。

1. 短期大学基準協会が実施する第三者評価の要綱
2. 短期大学評価基準
3. 自己点検・評価報告書作成マニュアル
4. ALOマニュアル
5. 評価員マニュアル
6. 評価員の役割と評価の考え方
7. 短期大学基準協会におけるチーム責任者の役割
8. 領域別評価票
9. 項目別評価集計票
10. 項目別評価記入用紙
11. 短期大学基準協会における評価員の役割
12. 平成 17 年度の項目別評価のための評価の考え方
13. 平成 17 年度評価員研究会資料

これらの作業のプロセスをふり返って見ると、第三者評価委員会の開催数は 26 回、延べで 70 時間を要しており、ワーキンググループの場合は 32 回で 130 時間を越えています。また、さらに、膨大な作業時間を費やした関係諸規程の整備が事務局によって担われたのでした。幸いこれら

の努力が実って認証評価機関としての認証が得られ、また財団法人としての許可が与えられたのです。

財団法人・認証評価機関として設立された協会の維持・運営に関わる機能を別にして、協会設立の目的に関わる機能をあげると「認証評価」に関わる第三者評価、異議申立を受ける第三者評価審査、公表に関わる広報、評価の充実・改革に関わる調査研究、さらに自己点検・評価の支援、相互評価の支援、また地域総合科学科設置の accreditation と多岐に渡っています。

これらの機能に携わる諸委員会の構成者の合計はおおよそ 80 名を越えることになり、加えて評価を直接に担う評価員を数え、さらに理事・評議員、事務局スタッフを合わせると実に多くの方々の協力と理解によって事は初めて成立するのだとあらためて認識することになり、また、今後着実に企図する評価が充実して行くためには事務局スタッフの運営能力と専門的支援能力の発展が必要であることも痛感されます。

「認証評価」は制度として動き始めましたが、もとより制度それ自身が動くものではありません。短期大学関係者と理解者の、労を厭わぬ自らの主体的な参加が生み出す autonomy が、これを動かし生かすのです。

そうした意味で協会がとる会員校制が総ての活動の基盤であることを改めて強調しておきたいと思います。

## 評価の調整

協会の評価は 10 の評価領域と、それぞれに関わる合計 42 の評価項目が、評価員によって判定される仕組みになっています。またその項目についての評価を支える視点として 179 の評価の観点が副えられていて、評価員はこの観点を考慮しつつ評価項目について判定し、その累積を基に評価領域ごとの判定を行い、最終的には 10 領域総体としての機関評価の判定に達することになるわけです。

協会では偏りのない公平な評価を確保するために、評価チームの責任者と複数の第三者評価委員会のメンバーからなる評価・判定に関わる分科会を必要数構成してチーム責任者全員を収容し、各分科会で評価結果の調整をすることとしています。

こうした評価原案作成のための調整の協議には、評価の理念・目的をはじめ総ての評価に関わる要件が集約されるわけで、今後の作業で最も意を払わなければならないと認識している次第です。

## 第三者評価委員会

副委員長 山内昭人（香蘭女子短期大学 理事長）

いよいよ短期大学基準協会（以下、基準協会という）の第三者評価が始まりました。ここにいたる基準協会の歩みのなかで、決して忘れてならないのは、まず平成6年の基準協会の設立にご尽力下さった多くの先生方のご見識であります。また歴代の役員、各種委員会委員の先生方のご努力、更に物心両面で基準協会を支えて下さった日本私立短期大学協会の存在も忘れてはなりません。第三者評価元年に当たり、私たちは、まずこのことに深甚なる感謝の意を表する次第であります。

さて基準協会の中での第三者評価についての議論は、直接的には12年10月に始まる在り方検討委を出発点とし、13年10月からの協会活動準備委、14年6月からの協会評価委へと受け継がれ、さらに15年2月からの第三者評価機関設立準備作業委（略称、B作業委）、16年11月からの第三者評価委において本格化しました。思えば長い道のりで、その間、それぞれの会議は混迷・錯綜・重複を繰り返し、またその時々メンバーは、自らの苛立ちや失意と戦いながら、しかし関根委員長の辛抱強いリーダーシップのもと、また委員各位、特にワーキンググループの先生方の二つの想い、即ち一つは、短期大学教育の充実により、再び短期大学が元気になる評価を目指すべきであり、二つには、短期大学の評価は短期大学基準協会が行ってこそ意義があるとの信念を土台に議論は進みました。そして16年7月の臨時総会において評価システム全般を発表し、翌17年1月の認証評価機関としての文科省による認証、3月の財団法人設立許可へと辿り着いたのです。3月末には事務所も新しく整備され、強力な事務スタッフも加わり、第三者評価の実施に向けて万全の体制を整えたところです。

最初の17年度評価を申し込まれた短期大学は30校、多くの評価員の先生方によって、今、正に評価が行われている最中です。また18年度評価は49校を予定し、各評価校では着々と準備が進められております。そして筆者が何より喜んでいるのは、多くの短期大学が基準協会の評価の理念・目的等に賛同し、会員登録（17年10月現在、380校）をされたことです。第三者評価委員会としては、このような多くの短期大学の期待に応えるため、より公正・適正な評価の実施を心がけ、より成熟した評価システ

ムの構築に向けて一歩々々努力を積み重ねていかなければなりません。早速、17年度評価の過程において、以下の幾つかの改善すべき点も顕在化しています。

第一に、初年度ということもあってか、自己点検・評価報告書が、必ずしも『報告書作成マニュアル』どおりの記述になっていない評価校があり、従って評価員は当該評価校を理解するために大変苦労されたようです。各評価員は、基準協会が示した『短期大学評価基準』に基づいて評価を行います。そのためにはマニュアルで示した内容が報告書に記述されていなければ評価は出来ないこととなります。今後の評価校は、極力、報告書作成マニュアルに従っての記述を心がけていただきたいと思います。

また一部には、基準協会が示した「報告書の本文は100ページを目途」という基準をはるかに超えて、200ページ以上の報告書を作成された評価校がありました。評価校の第三者評価に向けての熱意は汲み取れるのですが、その多くは記述に重複も多いようです。18年度以降の評価校は規模等にもよりますが、せめて80～120ページにまとめていただきたいと思います。

第二に、訪問調査中に行う評価員（評価チーム）の各種打合せに思ったよりも時間がかかったことです。考えてみれば評価チームは旅費等の問題もあり、訪問調査の事前・事後に集まって打合せを行うことが困難であります。畢竟、訪問調査中に打合せを行い、面接調査等に万全を期することになります。実際、17年度評価の評価チームの多くが、訪問調査中、評価員事前打合せ、夕食後のホテルでの打合せ、また評価員会議にかなりの時間を費やされたようであります。第三者評価委員会としては、いずれ18年度以降の評価校ならびに評価員に対し、『評価員マニュアル』の「訪問調査スケジュールのモデル」の改訂案をお示しするつもりでおります。その他、17年度の評価員ならびに評価校から寄せられた数々のご意見について、早急にそれらの事項を精査し、必要があれば18年度以降の評価に反映することといたします。

第三者評価委員会では、先に述べた第三者評価のより公正・適正な評価の実施と、より成熟した評価システムの構築に向けて努力するつもりでおりますので、会員各位のご理解とご支援をお願いいたします。

# 自己点検・相互評価推進委員会

委員長 坂田 正 二（広島文化短期大学 理事長・学長）

## 「序」

自己点検・相互評価推進委員会の前史は平成6年の短期大学基準協会の発足と同時にスタートした向上充実委員会から始まる。今、文部科学省当局を始めとして多くの教育関係者より高く評価されている「相互評価」の概念はこの委員会で生まれた。その当時の状況を想起することから委員会報告を始める。

1996（平成8）年10月に本協会が刊行した「短期大学の自己点検・評価～新しい教育文化の創造をめざして～」という書物のあとがきに次のような一文がある。「誠実に自己点検・評価を行った者同士が自発的な意思により相互に切磋琢磨を求めて点検評価を行う」という相互評価のシステムの導入の提言にいたる経緯について述べているが、この頃はまだ相互評価どころか自己点検・評価についてもまだ意識的に定着していなくて、ましてや相互評価については恐る恐るの提言であったのである。向上充実委員会の中では理論的には相互評価によって自己点検・評価それ自体が一層推進されると理論的には落ち着いていたものの、それを公表し、実行するとすると協会内部から猛烈な反対にあうのではないかという危惧の念を抱く意見もあったのは事実である。それにも拘らず基本方針を守りつづけて10年経った。その間「在り方検討委員会」や「第三者評価機関設立準備作業委員会」等の中でもこの方針は固く守りつづけられ、その上に訪問調査や機関別評価を重ね合わせて今日の「第三者評価」になったのである。今日に到るまでには担当者のかかなり多くの方々が入り替わったが、この基本方針が守りつづけられたために今日のような認証評価機関となり、大輪の花を咲かせることが出来たと思う。まずこのことを感謝と感慨を込めて委員会報告のはじめとする。

## 「本文」

自己点検・相互評価推進委員会の業務は、本来の業務はその名の示すごとく認証評価機関になるより前から行っていた伝統的相互評価を推進することであり、その実績も59組118校になったが、この業務は今後も継続する。7年に1度という第三者評価の中間年あたりで相互評価を実施されれば、中だるみも是正され好都合なのではないかと思う。

本委員会にはそれと並んで新しい業務が付け加わった。

それは地域総合科学科の適格認定である。これまでに地域総合科学科として適格認定を受けた学科は24校30学科にのぼり順次増加している。これらの学科ではまずまず学生確保に成功している（平成17年11月現在）。しかし、全体としてはまだまだ不十分でもっと多くの短期大学がこれに参加されることを望んでいる。

そこで、そもそも地域総合科学科では何をしようとしているのか改めて言及しておきたい。地域総合科学科では従来の伝統的短期大学の設置認可とは異なって分野を限定していない。それぞれの短期大学が、それぞれの地域で抱えている多様な教育的ニーズに柔軟に対応できることを目指すことが可能になっている。これはこれまでのように四年制大学の二分の一を認可基準にしていたことからの脱却を意味しているのである。履修方法にしても、履修内容にしてもこの考え方は変わらない。遠隔授業、夜間コース、長期履修生等自由に取り入れることが可能なのである。これを要約すると、高等教育を普及・拡大するためにあらゆるバリアーを除去しようとしているのである。そして四年制大学ではできない新しい高等教育を展開しようとしている。これがアメリカのコミュニティ・カレッジを念頭に置いた改革であることは言うまでもない。

なぜそのような高等教育が必要とされるのであろうか。それは「生きる意欲と生きる能力を身に付けた普通の人間なら誰でも学ばなければならない基礎教育」を楽しく学ぶためである。このような高等教育は日本では欠落している。実はアメリカの戦後の教育改革はここから始まっている。この落差を埋めようとしているのが地域総合科学科なのである。一例をあげてみよう。それには一般教育と訳されている general education の内容の見直し、いやその訳語からの見直しをしなければならないと思う。つまり general education とは教養教育でもなければ実務教育でもない、普通の人間が普通の生活をするために共通に知っておかねばならない普通の知識・能力・技術等というものである。日本ではこれを教える高等教育はこれまでなかった。この教育を地域総合科学科の中にも取り込み、日本の高等教育全体の改革の基盤的部分を担いたいと念じながら業務を行っているのが自己点検・相互評価推進委員会なのである。このことを多くの方々に理解していただければ必ずや短期大学全体の振興につながることは間違いないと確信しているのである。

## 調査研究委員会

委員長 舘

昭（桜美林大学大学院 教授）

短期大学基準協会調査研究委員会は、平成6年の協会創立以来、協会の設立目的である「短期大学の教育活動等についての総合的な評価等を行い、短期大学の主体的改革・改善を支援して、教育研究水準の向上及び質的充実を図る」に沿って、時に応じて必要な重点課題を設定して、調査研究活動を進めてきた。

委員会の最初の仕事は、平成3年のいわゆる設置基準の大綱化を中心とした制度改革のフォローアップであった。委員会では、アンケートと訪問調査、それに新制度の分析を組み合わせた総合的な調査研究を実施し、その成果として「短期大学は生涯にわたる高等教育のファーストステージである」というコンセプトを打ち出した。「ファーストステージ」という語彙は、今ではそうした英語がもともと存在したかのように流通している。

その後、委員会は、平成10年の大学審議会の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策」における「世界的には、……生涯学習需要にこたえるために適した制度として短期高等教育の充実を図る動きがみられる」との指摘を正面から受け止め、欧米先進5カ国の短期高等政策及び当該機関の実態調査を実施した。そして、欧米の短期高等教育が生涯学習社会の構築に要として政策化され、アメリカのコミュニティ・カレッジ的な機能を発展させている様子をレポートし、日本における短期大学のコミュニティ・カレッジ化の課題を提起した。この成果は、平成13年から出現した「地域総合科学科」政策の展開に、直接、間接に貢献するものとなっている。

また、上記の調査では、世界の短期高等教育における、資格の学位化の動向を紹介した。そして昨年度には、イギリスにおける2年制学位（ファンデーション・デグリー）の創設（2001年）とその後の展開状況についての調査研究を実施した。これらは、今回の学校教育法改正による短期大学卒業生称号の学位化に貢献している。

さらに、当委員会は平成15年度から、短期大学卒業生に関する調査に取り組んできた。これは、委員の一人である吉本圭一九州大学助教授をリーダーに九州地区の9短期大学が協力して実施してきたもので、平成16年3月に中間報告を、本年2月には調査報告書「短大卒業生の進路・キャリア形成と短大評価」として結実している。そこでは、短期大学が生涯にわたる高等教育のファーストステージとしてどの程度機能しているかなどの内容面での知見が得られるとともに、今後の評価にとって欠かせない卒業

生調査の手法が開発された。

短期大学基準協会は、平成17年1月には認証評価機関として文部科学大臣より認証を受け、また同年3月には財団法人化された。しかし、当調査研究委員会の基本的な性格に変化はない。

本（平成17）年度は、まず、上記の短期大学卒業生調査に係る研究を「教育成果の測定、評価方法に関する研究」として位置づけ、ここで開発された卒業生調査の改善と普及を図ることとした。そして、具体的には、「短大卒業生の進路・キャリア形成と短大評価」の成果をもとに研究会を開催し、その成果の普及と手法の進化を図ることとし、すでに2回を実施している。

第1回目は、本年5月23日に九州大学を会場に、日本高等教育学会大会の関連行事として実施し、70名程の短大関係者の参加を得た。また、第2回目は10月24日に都心の一橋記念講堂において、「短大における教育成果の自己点検・評価研究会」として実施した。当日は、270余名の参加のもと、関根秀和副理事長の挨拶の後、吉本氏の他、安部恵美子（長崎短大）、松永一臣（長崎短大）、高尾兼利（佐賀短大）、稲永由紀（筑波大学）の各氏から報告があり、高島忠平（佐賀女子短大）の司会のもとで総合討議が行われた。

平成17年度の活動としては、この他に、高等教育質保証機関国際ネットワーク（the International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education, INQAAHE）の活動状況及び短期高等教育の評価に関する国際動向の調査を企画している。

INQAAHEは、1991年に11カ国30機関の高等教育評価機関によって結成されたが、現在では正会員だけで62カ国、118機関が参画している。1999年以来、評価機関の標準的なあり方について検討を進めてきたが、本年、2005年1月にはGUIDELINES OF GOOD PRACTICEを正式採択するなど、国際的に重要な存在になりつつある。

具体的には、アイルランドのダブリンにあるINQAAHE事務局等へ訪問調査を企画しており、委員数名程度の派遣を予定している。同組織には、日本では大学基準協会、大学評価・学位授与機構、日本技術者教育認定機構が加盟しており、今後の当協会の国際活動の参考になる調査結果が期待されている。

## 基準協会の動き

### 第三者評価

#### 平成 17 年度

##### ●いよいよ本番です！

昨年度に申し込みのあった 30 短期大学からスタートしました。

今年度の第三者評価は、これまでに自己点検・評価報告書が 7 月末日に提出され、8 月 4 日の評価員研究会において、評価員の役割及び評価の考え方についての研究を行い、併せて評価チームの顔合わせ、打合せが行われ、書面調査（8 月～9 月）に入りました。そして、書面調査が終了した評価チームの責任者と評価実施短期大学の ALO が訪問調査についてスケジュール等を調整し、9 月初旬から 10 月末まで訪問調査が行われ、調査が終了しました。終了後、各評価チームの責任者は領域別評価票を作成し、11 月 18 日までに事務局へ提出しました。

##### ●今後の予定

第三者評価委員会分科会（12 月 1 日・2 日）において、機関別評価原案の作成を行い、この原案を基に第三者評価委員会（12 月中旬）で機関別評価案を作成し、当該短期大学へ内示します。3 月の理事会では、この機関別評価案に基づき機関別評価を確定し、結果を評価実施短期大学に通知するとともに社会等へ公表する予定です。

内示された機関別評価案に異議のある短期大学は、通知日から 1 月以内に異議申立ての申請を行うこととしています。この場合、審査は、第三者評価審査委員会で行います。

#### 平成 18 年度

##### ●第三者評価実施校決まる。

平成 18 年度の第三者評価の実施について、6 月中旬に全国の公・私立短期大学へ申し込みの案内（7 月末日締切）を行いました。その結果、私立短期大学の 49 校から申し込みがあり、9 月 15 日の第 4 回理事会において、この 49 校を平成 18 年度の第三者評価を実施する短期大学として決定しました。

### 自己点検・評価及び相互評価

##### ●相互評価の実施状況

今年度は、現在、下記の 2 組 4 校が報告されています。

カリタス女子短期大学と清泉女学院短期大学（平成 11 年 12 月～平成 13 年 12 月）

湘北短期大学と松本大学松商短期大学（平成 16 年度）

### 地域総合科学科の適格認定

##### ●適格認定の状況

基準協会では、文部科学省とは別に、自己点検・相互評価推進委員会において、地域総合科学科の特色と教育の質についての適格認定を行っています。

地域総合科学科とは、実際の個々の学科の名称ではなく、従来の学科のように内容を特定分野に限定せず、学生や地域の多様なニーズに柔軟に応ずることを目的とした日本型コミュニティ・カレッジの名称です。

適格認定評価では、地域総合科学科として計画した学科について、基準協会が定める「地域総合科学科の特色を満たすための評価基準」により、自己評価を行った報告書やその他の評価書類を基に、自己点検・相互評価推進委員会で地域総合科学科として教育目的や目標に即して、総合的な学習ができる条件、多様なニーズを持つ学生が学ぶ教育の質等について書類審査と面接審査を行い評価します。その結果、適格と認定を受けた学科については、刊行物、ウェブサイト等によ

り広く社会に公表します。これまでに、地域総合科学科として適格認定を受けた学科は、24校30学科にのぼっています。また、その学科については、完成年度を過ぎた時点で自己点検・評価報告書を提出してもらい、当初の目的をどのように果たしているかについての達成度をみる評価を行います。

去る11月8日に開催された自己点検・相互評価推進委員会では、3校の申請に基づき、適格認定評価の面接審査が行われました。

## 調査研究

### ●アメリカ合衆国における認定過程の評価の在り方等について調査研究を行う。

基準協会では、基準協会が実施する第三者評価の充実を図るために、かねてより評価の先進国であるアメリカにおいて調査研究を行っております。今年度も引き続き、6月7日～12日の6日間、アメリカ合衆国西地区学校・大学基準協会(WASC)二年制高等教育認定委員会(ACCJC)のCommission Meetingに大野博之氏(第三者評価委員会委員・国際学院埼玉短期大学副理事長・副学長)を派遣し、アメリカ合衆国認定過程の評価の在り方、意思決定等についての調査研究を行いました。

## 広報委員会

### ●広報委員会を設置しました。

去る9月15日の第4回理事会において、広報委員会の委員が選出されました。

#### 広報委員会 (◎委員長、○副委員長)

氏名	現職	氏名	現職
◎森本晴生	東京文化短期大学 / 理事長・学長	川並弘純	聖徳大学短期大学部 / 副学長・理事長室長・学園事務局長・教授
○山田敏之	湘北短期大学 / 学長	木内秀俊	東京成徳短期大学 / 理事長・学長
上野正治	桜の聖母短期大学 / 理事・教学アドバイザー	滝川嘉彦	名古屋文理大学短期大学部 / 理事長・学長
大野博之	国際学院埼玉短期大学 / 副理事長・副学長	福井有	大手前短期大学 / 理事長・学長

第1回委員会は、10月7日に開催され、本協会の事業概要パンフレットの作成、News Letter Vol.32の発行などについて協議されました。

## 情報収集

### ●在学生調査の実施

基準協会では、会員校における開設学科・専攻、入学定員、在学生数等の状況を把握するため、近く平成17年度在学生調査を実施いたしますので、調査回答にご協力をお願いします。

### ●資料の収集

基準協会では、かねてより会員校から自己点検・評価報告書、年次報告書、学則等諸規程、大学要覧、シラバスほか、数々の資料を収集し、会員校関係者への閲覧に供してきました。

本年からは、自己点検・評価に関する規程、自己点検・評価報告書、年次報告書、学生便覧、シラバス・授業計画に絞り、近く資料の収集を実施いたしますので、各種資料の提供にご協力をお願いします。

## 資料の刊行及び会報等の発行

- ・財団法人 短期大学基準協会の概要 (10月)
- ・News Letter Vol.32 (11月)



# 日誌

## 平成 16 年度（平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月）

### 定期総会

#### 第 21 回 4 月 28 日

##### 議事

1. 平成 15 年度事業報告及び収支決算報告について
2. 役員の変更について
3. 平成 16 年度事業計画（案）及び予算（案）について
4. 第三者評価について

#### 第 22 回 10 月 27 日

##### 議事

1. 認証評価機関の創設準備について
2. 平成 16 年度事業中間報告について

### 臨時総会

#### 7 月 29 日

##### 報告

1. 「第三者評価の実施」について
2. 「短期大学評価基準」及び「自己点検・評価報告書作成マニュアル」について
3. 「ALO マニュアル」について
4. 「評価員マニュアル」について
5. 「短期大学基準協会の組織運営」について
6. 「今後の評価事業スケジュールの事務手続き等」について

##### 特別講演

国際的な教育機関における質保証と認定過程の動向  
ジョイス津野田幸子博士（ハワイ大学コミュニティ・カレッジ名誉総長）

### 理事会

#### 第 45 回 4 月 16 日

##### 議事

1. 平成 15 年度収支決算報告について
2. 平成 16 年度事業計画（案）について
3. 平成 16 年度収支予算（案）について
4. 第 21 回定期総会次第（案）について
5. 役員の変更について
6. 認証評価機関創設諸準備について

#### 第 46 回 6 月 24 日

##### 議事

1. 第三者評価の要綱、評価基準及び関係マニュアル（案）等について
2. 地域総合科学科（総称）適格認定評価結果について
3. 平成 16 年度の役員及び委員会委員構成について
4. 短期大学基準協会が実施する第三者評価に係るアンケート調査結果について
5. 協会新組織体制（案）について—設立申請準備作業委員会の審議動向—
6. 臨時総会次第（案）及び総会運営について

#### 第 47 回 7 月 15 日

##### 議事

1. 評価システム全般の確定について
2. 認証評価機関の創設準備について
3. 地域総合科学科（総称）適格認定評価結果について

#### 第 48 回 9 月 16 日

##### 議事

1. 認証評価機関の創設準備状況について
2. 第三者評価の当面のスケジュールについて
3. 第 22 回定期総会の開催について
4. 地域総合科学科（総称）適格認定評価結果について
5. WASC 2 年制高等教育機関認定委員会（ACCJC）の調査研究としての委員の派遣について

#### 第 49 回 10 月 14 日

##### 議事

1. 認証評価機関の創設準備状況について
2. 短期大学基準協会役員等について
3. 第 22 回定期総会の運営について

#### 第 50 回 11 月 18 日

##### 議事

1. 評価機関認証申請に係る進捗状況について
2. 第三者評価委員会の発足について
3. 第三者評価委員会規程（案）について
4. 平成 17 年度第三者評価の実施について
5. ALO の登録・評価員候補者の推薦状況及び研修会参加申込状況について
6. 地域総合科学科（総称）適格認定評価について
7. 調査研究委員会委員の補充について
8. 理事会等開催日程（案）について

#### 第 51 回 1 月 20 日

##### 議事

1. 認証評価機関としての認証について
2. 平成 17 年度評価校並びに評価員選定基準（案）について
3. 文部科学省からの委託事業について
4. 短期大学基準協会ウェブサイトについて

#### 第 52 回 2 月 17 日

##### 議事

1. 評価希望年度調査結果について
2. 平成 17 年度追加評価校について
3. 平成 17 年度第三者評価 評価員について
4. 第三者評価における判定のガイドライン評価員研修会説明資料（案）について
5. 財団法人化の進捗状況について

#### 第 53 回 3 月 24 日

##### 議事

1. 平成 17 年度評価スケジュール等について
2. 認証評価機関創設準備について
3. 平成 17 年度評価員承諾状況（中間報告）について
4. 文部科学省からの「認証評価に関する調査研究」委託業務について
5. 短期大学基準協会ロゴマークについて
6. 地域総合科学科に関する適格認定評価の実施要領の改正について

### 第三者評価機関設立準備作業委員会

#### 第 12 回 4 月 15 日

##### 議事

1. 第 21 回定期総会に報告する資料について
2. トップセミナー（仮称）に報告する資料について

#### 第 13 回 5 月 20 日

##### 議事

1. 第三者評価に関わる日程（案）について
2. 認証評価機関設立申請準備作業委員会の審議状況について
3. 短期大学評価基準の観点の修正及び自己点検・評価報告書作成マニュアルについて
4. ALO マニュアル（案）等について
5. 判定マニュアル（案）について

#### 第 14 回 6 月 24 日

##### 議事

1. 第三者評価に係るアンケート調査結果について
2. 第三者評価の要綱、評価基準及び関係マニュアル（案）等について

### 設立申請準備作業委員会・第三者評価機関設立準備作業委員会合同委員会

#### 9 月 16 日

##### 議事

1. 認証評価機関創設の進捗状況について
2. 委員会委員の構成の基本的考え方について
3. 認証評価機関の認証申請に必要な諸規程の作成について

### 第三者評価機関設立準備作業委員会ワーキンググループ打合せ会

#### 第 7 回 4 月 27 日

##### 議事

1. 第三者評価の要綱（案）について
2. 判定の仕方について
3. ALO マニュアル（案）について
4. 今後の作業手順について

#### 第 8 回 5 月 12 日

##### 議事

1. 今後のワーキンググループの進め方について
2. 認証評価機関設立申請準備作業委員会の審議状況について
3. ALO マニュアル等資料について

#### 第 9 回 5 月 20 日

##### 議事

1. 第三者評価に係るアンケートについて
2. 短期大学評価基準の観点の修正及び自己点検・評価報告書作成マニュアルについて
3. ALO マニュアルについて
4. 判定マニュアル等各種資料について
5. 今後のワーキンググループの進め方について

#### 第 10 回 6 月 3 日～5 日

##### 議事

1. 認証評価機関設立申請準備作業委員会の審議状況について
2. 今後のスケジュールについて
3. ALO マニュアル（案）について
4. 評価領域ごとの検討について
5. 評価員マニュアル（案）について
6. 今後の進め方について

#### 第 11 回 7 月 9 日

##### 議事

1. 第三者評価委員会の役割等について
2. 第三者評価の要綱（案）について
3. ALO マニュアル（案）について
4. 日本私立学校振興・共済事業団との協力体制について

第12回 10月14日

議事

1. 制度部会対応について
2. ALO 研修会、評価員候補者研修会について
3. 第三者評価委員会委員構成について
4. 評価(判定)マニュアルについて
5. 保留の取扱い、異議申立て、評価結果の公表の内容について
6. 今後のスケジュールについて

第13回 11月5日

議事

1. 中教審大学分科会制度部会の報告について
2. 平成17年度短期大学第三者評価の事務手続きの取扱いについて
3. 判定マニュアル(案)について
4. 保留の取扱い、異議申立て、評価結果の公表について
5. WASC, ACCJC 研修会(2004.9.15) 報告について

第三者評価委員会

第1回 11月18日

議事

1. 第三者評価委員会の運営等について
2. 評価機関認証申請に係る進捗状況について
3. 平成17年度第三者評価の実施について
4. ALOの登録・評価員候補者の推薦状況及び研修会参加申込状況について
5. 第三者評価委員会等開催日程について

第2回 1月20日

議事

1. 認証評価機関としての認証について
2. 短期大学の自己点検・評価に係わる関係者との第三者評価に関する研究交流会の開催について
3. 平成17年度評価校並びに評価員選定基準(案)について
4. 判定マニュアル(案)進捗状況について

第3回 2月17日

議事

1. 評価希望年度調査結果について
2. 平成17年度追加評価校について
3. 平成17年度第三者評価 評価員について
4. 第三者評価における判定のガイドライン評価員研修会説明資料(案)について

第三者評価委員会ワーキンググループ打合せ会

第1回 11月29日

議事

1. 「ALO 研修会及び評価員候補者研修会」打合せについて
2. ALOの登録・評価員候補者の推薦状況について
3. 評価(判定)マニュアル(案)について
4. 保留の取扱い、異議申立て、評価結果の公表の内容について

第2回 12月16日

議事

1. ALO 及び評価員候補者研修会について
2. 判定マニュアル(案)について
3. 保留の取扱い、異議申立て、評価結果の公表について
4. 平成17年度評価について
5. 文部科学省からの認証評価に関する調査研究委託について
6. 短期大学基準協会ロゴマークについて

第3回 1月14日

議事

1. 判定マニュアル(案)について
2. 平成17年度(評価校・評価員)について
3. 短期大学の自己点検・評価に係わる関係者と第三者評価に関する研究交流会との開催について
4. 短期大学基準協会ロゴマークについて

第4回 1月20日

議事

1. 認証評価機関としての認証について
2. 第三者評価に関する研究交流会について
3. 平成17年度評価校並びに評価員選定基準(案)について
4. 判定マニュアル(案)について

第5回 2月17日

議事

1. 評価希望年度調査結果について
2. 第三者評価に係わる地区別研究交流会における質問事項について
3. 平成17年度追加評価校について
4. 平成17年度第三者評価 評価員について
5. 機関別評価(案)の作成について
6. 第三者評価における判定のガイドライン評価員研修会説明資料(案)について

第6回 3月24日

議事

1. 平成17年度評価スケジュール等について
2. 第三者評価における判定のガイドライン評価員研修会説明資料について
3. 評価結果の公表等について
4. 財団法人短期大学基準協会の設立について
5. 財団法人短期大学基準協会会員の登録について
6. 短期大学機関別認証評価委員会専門委員候補者の推薦について
7. 短期大学基準協会ロゴマークについて

自己点検・相互評価推進委員会

第11回 5月17日

議事

1. 平成16年度の事業計画について
2. 地域総合科学科の適格認定インタビューについて
  - ①徳島文理大学短期大学部(生活科学科、言語コミュニケーション学科、音楽科、商科)
  - ②聖和学園短期大学(キャリア開発総合学科)

第12回 6月17日

議事

1. 認証評価機関としての第三者評価の進捗状況について
2. 地域総合科学科の適格認定インタビューについて
  - ①文化女子大学室蘭短期大学(コミュニティ総合学科)
  - ②山形短期大学(総合文化学科)
3. 短期大学相互評価について

第13回 7月22日

議事

1. 地域総合科学科の適格認定評価について
2. 地域総合科学科の適格認定インタビューについて
  - ①愛知大学短期大学部(ライフデザイン学科)
  - ②名古屋経済大学短期大学部(キャリアデザイン学科)
  - ③豊橋創造大学短期大学部(キャリアプランニング学科)
  - ④東京経営短期大学(経営総合学科)

第14回 9月15日

議事

1. 認証評価機関としての第三者評価の進捗状況について
2. 地域総合科学科の適格認定の現状と今後について  
(ゲスト) 島村富雄氏〔文部科学省高等教育局大学振興課課長補佐〕  
丸岡 充氏〔文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係長〕
3. 地域総合科学科の適格認定評価について
  - ①北陸学院短期大学(生活創造学科)
  - ②大谷女子大学短期大学部(コミュニティ総合科学科)

第15回 3月11日

議事

1. 地域総合科学科の適格認定評価について  
専修大学北海道短期大学(みどりの総合科学科)
2. 「地域総合科学科(総称)」に関する適格認定評価の実施要領の見直しについて
3. 適格認定学科の完成年度を過ぎた時点での達成度評価の内容について
4. 今後の委員会運営について

「地域総合科学科」適格認定評価のあり方検討小委員会

第1回 10月15日

議事

1. 「地域総合科学科(総称)」に関する適格認定評価の実施要領の見直しについて
2. 適格認定校の再評価の実施方法について

第2回 11月12日

議事

1. 「地域総合科学科(総称)」に関する適格認定評価の実施要領の見直しについて
2. 適格認定校で完成年度を過ぎた時点で、所期の目的をどのように果たしているかという観点から、教育実績を基に再評価を行うことの実施方法の検討について

第3回 3月8日

議事

1. 「地域総合科学科(総称)」に関する適格認定評価の実施要領の点検見直しについて
2. 適格認定校で完成年度を過ぎた時点で、所期の目的をどのように果たしているかという観点から、教育実績を基に再評価を行うことの実施方法の検討について

調査研究委員会

第7回 10月19日

議事

1. 認証評価機関としての第三者評価の進捗状況について
2. 認証評価機関としての今後の研究調査活動について
3. 本委員会の委員補充について
4. 「短期大学の将来構想に関する研究会」  
平成15年度卒業生調査について(報告)  
(報告) 吉本圭一氏〔九州大学助教授〕

第8回 12月7日

議事

1. 認証評価機関としての今後の研究調査活動について
2. 「短期大学卒業生の進路・キャリア形成と短期大学評価」(最終報告)  
(報告) 吉本圭一氏〔九州大学助教授〕

第9回 1月31日

議事

1. 認証評価機関としての認証について
2. 認証評価機関としての今後の研究調査活動について
3. 「短期大学卒業生の進路・キャリア形成と短期大学評価」(完了報告)  
(報告) 吉本圭一氏〔九州大学助教授〕

第10回 3月28日

議事

1. 「短期大学卒業生の進路・キャリア形成と短期大学評価」について

2. イギリスの短期高等教育評価機関の調査研究について
3. 今後の調査研究委員会の活動について

#### ALO 研修会

11月30日

特別講演

アメリカ合衆国におけるアクレディテーションと ALO  
Dr. Barbara Beno [Executive Director, Accrediting  
Commission for Community and Junior Colleges]

発表

1. 短期大学基準協会が実施する第三者評価について
2. 自己点検・評価報告書の作成について
3. ALO の役割について

#### 評価員候補者研修会

12月1日

特別講演

アメリカ合衆国におけるアクレディテーションと ALO  
Dr. Barbara Beno [Executive Director, Accrediting  
Commission for Community and Junior Colleges]

発表

1. 短期大学基準協会が実施する第三者評価について
2. 短期大学評価基準について
3. 評価員の役割について

#### 第三者評価に関する研究交流会

2月8日 (東北地区)

2月9日 (中部地区)

2月14日 (大阪地区)

2月15日 (近畿地区)

2月21日 (東京地区)

2月22日 (北海道地区)

2月25日 (関東地区)

2月25日 (九州地区)

2月28日 (中国・四国地区)

説明

1. 第三者評価の概要・評価基準について
2. 自己点検・評価報告書について
3. ALO について

### 平成 17 年度 (平成 17 年 4 月～平成 17 年 10 月)

#### 理事会

第 1 回 4月14日

議事

1. 財団法人短期大学基準協会の設立に伴う諸規程について
2. 平成 16 年度事業報告・収支決算報告について
3. 平成 17 年度事業計画・収支予算について
4. 平成 17 年度評価追加校について
5. 評価予定年度調査の実施方法及び評価年度の調整について
6. 平成 18 年度評価の実施について

第 2 回 5月26日

議事

1. 評議員の選出について
2. 平成 16 年度事業報告・収支決算報告について
3. 平成 17 年度事業計画・収支予算について
4. 入会希望短期大学について
5. 地域総合科学科の適格認定について
6. 文部科学省の委託研究について

第 3 回 6月9日

議事

1. 平成 16 年度事業報告・収支決算報告について
2. 平成 17 年度事業計画・収支予算について
3. 平成 17 年度の評価員について
4. 出向職員の受入れについて
5. 文部科学省の調査研究委託について

第 4 回 9月15日

議事

1. 平成 17 年度会員校の確定について
2. 平成 18 年度評価校並びに評価員について
3. 広報委員会委員について
4. 第三者評価審査委員会委員について
5. 本協会の諸規程について
6. 地域総合科学科の適格認定について

#### 評議員会

第 1 回 6月9日

議事

1. 議長を選出について
2. 平成 16 年度事業報告・収支決算報告について
3. 平成 17 年度事業計画・収支予算について

#### 第三者評価委員会正副委員長打合せ会

4月21日

議事

1. 平成 17 年度年間計画について
2. 評価結果報告書を取りまとめる段取りについて
3. 訪問調査の方法等について

#### 第三者評価委員会

第 4 回 4月14日

議事

1. 第三者評価関係規程について
2. 平成 17 年度評価追加校について

3. 判定のガイドラインについて
4. 評価予定年度調査の実施方法及び評価年度の調整について
5. 平成 18 年度評価の実施について

第 5 回 6月9日

議事

1. 平成 17 年度評価短期大学別評価員について
2. 平成 17 年度第三者評価 評価員研究会について
3. 平成 18 年度第三者評価実施要領について
4. 評価員の役割について
5. チーム責任者の役割について

第 6 回 7月14日

議事

1. 平成 17 年度評価員研究会について
2. 協会ウェブサイトに掲載する Q & A について
3. 今後の会議日程について

第 7 回 9月15日

議事

1. 平成 18 年度評価実施校及び評価員について
2. 平成 18 年度第三者評価スケジュールについて
3. 第三者評価審査委員会の構成等について

第 8 回 10月20日

議事

1. 第三者評価委員会分科会の構成について
2. 第三者評価審査委員会の構成について

#### 第三者評価委員会ワーキンググループ打合せ会

第 7 回 4月14日

議事

1. 第三者評価関係規程について
2. ACCJC における訪問調査随同行報告について
3. 今後の第三者評価のスケジュールについて
  - ①平成 17 年度評価員研修会
  - ②平成 18 年度第三者評価実施要領
4. 評価予定年度調査の実施方法及び評価年度の調整について
5. 評価員研修会説明資料 (判定のガイドライン及びその説明) について

第 8 回 5月10日

議事

1. 平成 17 年度評価員研究会について
  - ①スケジュール
  - ②説明内容と役割分担
  - ③評価員の役割に関する説明内容
  - ④チーム責任者の役割に関する説明内容
  - ⑤評価 (判定) のガイドライン
2. 第三者評価に関わるフォーマットについて

第 9 回 5月26日

議事

1. 「17 年度評価校 ALO に対する依頼文 (案)」について
2. 「17 年度の項目別評価のための評価 (判定) のガイドライン (案)」について
3. 「チーム責任者の役割」について

第 10 回 6月8日

議事

1. 平成 17 年度評価 評価員の派遣先評価校について

2. 平成 17 年度の項目別評価のための評価 (判定) の考え方について
3. 評価員の役割に関する説明資料について
4. チーム責任者の役割に関する説明資料について
5. 第三者評価にかかる平成 17 年度事業計画日程について
6. 第三者評価委員会及び同分科会のスケジュールについて

**第 11 回 6 月 30 日**

議事

1. アメリカ合衆国西地区学校・大学基準協会 (WASC) 二年制高等教育認定委員会 (ACCJC) Commission Meeting に関する研究調査結果の報告について
2. 平成 17 年度項目別評価のための評価 (判定) の考え方について
3. 評価員の役割について
4. チーム責任者の役割について
5. 評価 (結果) 報告書作成の具体的手順について
6. 今後の WG 日程について
7. 平成 17 年度会議日程予定表について
8. 協会ウェブサイトに掲載する Q & A について

**第 12 回 7 月 14 日**

議事

1. 平成 17 年度評価員研究会について
2. 第三者評価に係る報告について
3. 第三者評価委員会分科会について
4. 協会ウェブサイトに掲載する Q & A について

**第 13 回 7 月 27 日**

議事

1. 平成 17 年度評価員研究会について
2. 第三者評価委員会分科会について
3. 機関別評価原案の作成について

**第 14 回 9 月 15 日**

議事

1. 平成 18 年度評価実施校及び評価員について
2. 平成 18 年度評価スケジュールについて
3. 第三者評価審査委員会の構成について
4. 第三者評価委員会分科会の構成等について
5. 機関別評価原案について

**第 15 回 10 月 20 日**

議事

1. 第三者評価委員会分科会の構成等について
2. 機関別評価原案について
3. 異議申立ての手順について
4. 今後のスケジュールについて
  - ①平成 18 年度実施校 ALO 等との研究交流会
  - ②平成 18 年度評価員研究会
5. 評価員へのアンケートについて
6. ALO へのアンケートについて

**点検・相互評価推進委員会**

**第 16 回 5 月 18 日**

議事

1. 専修大学北海道短期大学のみどりの総合科に関わる適格認定通知 (案) について
2. 地域総合科学科に関する適格認定評価の実施要領・地域総合科学科達成度評価取扱要項について
3. 地域総合科学科の面接審査
  - ①岩国短期大学 (キャリアデザイン学科)
  - ②専修大学北海道短期大学 (商経社会総合学科)

**調査研究委員会**

**第 11 回 7 月 29 日**

議事

1. 高等教育質保証機関国際ネットワーク (INQAAHE) の調査研究について
2. 短期大学における教育成果の自己点検・評価研究会について

**広報委員会**

**第 1 回 10 月 7 日**

議事

1. 委員長の選任について
2. 本協会の事業概要パンフレットの作成について
3. 会報の発行について
4. 本協会のホームページに掲載する内容について

**平成 17 年度第三者評価 評価員研究会**

**8 月 4 日**

プログラム

1. チーム責任者の役割
2. 評価員の役割
3. 各評価チーム打合せ

**短期大学における教育成果の自己点検・評価研究会**

**10 月 24 日**

発表

1. 短大卒業生調査の企画とねらい
  2. 短大卒業生から見た短大教育の評価
  3. 短大卒業生のキャリア形成
  4. 短大卒業生の強さと弱さ
  5. 短大卒業生調査の点検と今後の活用可能性
- 総合討議

**編集後記**

今年は本協会にとって大変革の年です。1 月に認証評価機関として認証を受け、3 月に事務所を移転し、財団法人の許可を受けました。4 月からは第三者評価の実施に向けて進み、今年度予定の 30 校への訪問調査は終わりの段階となりました。そのような準備の中で、この NEWS LETTER が昨年 4 月に第 31 号を出してから 1 年半にわたって発行できないまま過ぎたことをお詫びいたします。

本協会の行う第三者評価は、会計検査院や税務署などの立場が違う人が行う評価とは異なり、Peer Review、すなわち短期大学に勤務するものとしての、同僚・仲間が行う評価であることが特徴で、個々の短期大学の個性を生かした発展を願っています。この第三者評価は、自己点検・評価報告書に基づいて行われています。従来、他の短期大学の自己点検・評価報告書は、自分の短期大学の運営に関しての参考として読まれることが多かったようで、これを熟読し、それについて質問や議論を深めることは初めての経験です。アメリカなどの事例を参考にしていますが、評価や批判が、ともすれば感情的になりがちで、わが国風土の中で、評価する側も評価を受ける側も手探りに進めているようです。これまでに行ってきた調査研究や短期大学間の相互評価は、第三者評価の基盤となっています。

短期大学関係者の協力や議論によって、特色ある短期大学として発展し、理解されていくことを願う次第です。(PHM)

**編集・発行**

財団法人 短期大学基準協会広報委員会

〒 102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 6 階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail : kijunkyo@tankikyo.jp

URL : //www.tankikyo.jp/